お詫びと訂正

令和７年８月に発行しました「令和７年　地方税関係資料ハンドブック」の一部に誤りがありましたので、お詫びいたしますとともに次のとおり訂正いたします。

訂正箇所：　２５０頁

「過去の災害における固定資産税の特例措置の対応状況」の表中、平成二十八年熊本地震（H28.4.11）の「被災代替償却資産」の欄

正	誤
【当初】（常設規定適用） 約５年間 （令和２年度中取得分まで） 【延長】**2**年度分 【通算】約**7**年間 （令和**4**年度中取得分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 約５年間 （令和２年度中取得分まで） 【延長】**5**年度分 【通算】約**9**年間 （令和**6**年度中取得分までで終了）

なお、訂正後の該当箇所は、以下のとおりです。

過去の災害における固定資産税の特例措置の対応状況

	東日本大震災 （H23. 3. 11）	平成二十八年熊本地震 （H28. 4. 11）	平成三十年七月豪雨 （H30. 6. 28～）	令和二年七月豪雨 （R2. 7. 3～）
被災住宅用地	【当初】 被災後10年度分（注） （令和3年度分まで） 【延長】5年度分 【通算】 被災後15年度分 （令和8年度分まで）	【当初】（常設規定適用） 被災後2年度分 （平成30年度分まで） ※益城町は4年度分 （令和2年度分まで） 【延長】6年度分 【通算】 被災後8年度分 （令和6年度分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 被災後2年度分 （令和2年度分まで） 【延長】4年度分 【通算】 被災後6年度分 （令和6年度分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 被災後2年度分 （令和4年度分まで） ※人吉市は4年度分 （令和6年度分まで） 【延長】4年度分（※） 【通算】 被災後6年度分 （令和8年度分まで）
被災代替家屋	【当初】 約10年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】5年度分 【通算】約15年間 （令和7年度中取得分まで）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】4年度分 【通算】約9年間 （令和6年度中取得分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和4年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和6年度中取得分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和6年度中取得分まで） 【延長】2年度分（※） 【通算】約7年間 （令和8年度中取得分まで）
被災代替償却資産	【当初】 約5年間 （平成27年度中取得分まで） 【延長】10年度分 【通算】約15年間 （令和7年度中取得分まで）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和4年度中取得分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和4年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和6年度中取得分までで終了）	【当初】（常設規定適用） 約5年間 （令和6年度中取得分まで） 【延長】2年度分（※） 【通算】約7年間 （令和8年度中取得分まで）

（注）東日本大震災については、当初から10年度分適用する特例措置を特別法により設けた。

（修正後）

過去の災害における固定資産税の特例措置の対応状況

	東日本大震災 （H23. 3. 11）	平成二十八年熊本地震 （H28. 4. 11）	平成三十年七月豪雨 （H30. 6. 28～）	令和二年七月豪雨 （R2. 7. 3～）
被災住宅用地	【当初】 被災後10年度分(注) （令和3年度分まで） 【延長】5年度分 【通算】 被災後15年度分 （令和8年度分まで）	【当初】(常設規定適用) 被災後2年度分 （平成30年度分まで） ※益城町は4年度分 （令和2年度分まで） 【延長】6年度分 【通算】 被災後8年度分 （令和6年度分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 被災後2年度分 （令和2年度分まで） 【延長】4年度分 【通算】 被災後6年度分 （令和6年度分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 被災後2年度分 （令和4年度分まで） ※人吉市は4年度分 （令和6年度分まで） 【延長】4年度分(※) 【通算】 被災後6年度分 （令和8年度分まで）
被災代替家屋	【当初】 約10年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】5年度分 【通算】約15年間 （令和7年度中取得分まで）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】4年度分 【通算】約9年間 （令和6年度中取得分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和4年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和6年度中取得分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和6年度中取得分まで） 【延長】2年度分(※) 【通算】約7年間 （令和8年度中取得分まで）
被災代替償却資産	【当初】 約5年間 （平成27年度中取得分まで） 【延長】10年度分 【通算】約15年間 （令和7年度中取得分まで）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和2年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和4年度中取得分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和4年度中取得分まで） 【延長】2年度分 【通算】約7年間 （令和6年度中取得分までで**終了**）	【当初】(常設規定適用) 約5年間 （令和6年度中取得分まで） 【延長】2年度分(※) 【通算】約7年間 （令和8年度中取得分まで）

（注）東日本大震災については、当初から10年度分適用する特例措置を特別法により設けた。

被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置

特例の概要　（法第349条の３の３、第702条の３）【H13創設、H29拡充】

震災等により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、原則として被災後２年度分（※）、当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の価格の特例を適用。

※　・被災年の翌年まで継続して避難指示等が出された場合　→　解除までの各年度分及び解除後３年度分
　　・被災市街地復興推進地域に定められた場合　→　被災後４年度分

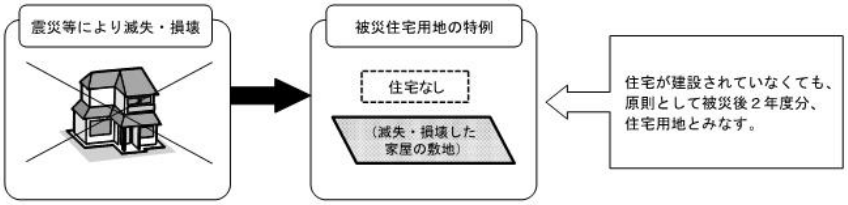

被災市街地復興推進地域：
大規模な災害により相当数の建築物が滅失し、土地区画整理事業等を実施する必要がある区域で、都市計画区域内の市街地の土地の区域において、市町村の都市計画で定めるもの。

（参考）住宅用地の価格の特例
（本来、住宅が建設されている土地にのみ適用可能）

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	価格の1／6	価格の1／3
一般住宅用地	価格の1／3	価格の2／3